

「線虫抵抗性及び 4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤耐性ダイズ GMB151」に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和4年4月27日～令和4年5月26日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 2件
4. 意見・情報及び食品安全委員会の回答

意見・情報*	食品安全委員会の回答
<ul style="list-style-type: none"> ・わずか数十年程度の知見に限られている遺伝子組換え品については、中・長期的な影響はまだまだ判断できないはず。遺伝子組換え品は、100%の安全性が断言できるまで、使用を禁止すべき。 ・にもかかわらず、本件のように「除草剤を撒かれても、影響を受けないよう」に、遺伝子技術を使うのは論外。除草剤を撒かずに育てれば済む話。人の健康をリスクにさらして、手間を惜しんだ農業はすべきでない。 ・日本ではすでに500種以上の遺伝子組換え成分〔飼料用含む〕が承認されており、この数字はダントツの世界一のレベルと思われるが、これ以上増やすのはやめていただき、いったんすべての遺伝子組換え品の使用・流入を停止いただきたい。 ・これだけ多くの遺伝子組換え品を流通させているのに、健康影 	<p>食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制等のリスク管理を行う行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を行っています。この食品健康影響評価は、食品安全基本法第11条第3項に基づき、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて行うこととしております。</p> <p>また、食品健康影響評価は、申請者の提出した資料をもとに行いますが、これまでの科学的知見や海外での評価結果も踏まえ、資料の内容についての問題点、疑問点については説明や再提出を求めるとともに、調査会の審議において、資料の内容が不足していると判断された場合は、追加試験等のデータを含め必要な追加資料の提出を求めています。</p> <p>本ダイズについては、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安</p>

<p>響を見るときは、いつも単品でしか見ていない。(残留農薬や添加物も含めた) 複合影響も確認すべき。複合影響を検証できないなら、検証できるまで認めるべきではない。</p> <p>・安全性審議の元になった資料39のうち大半の27文書が申請者の社内文書で、これでは公正な審議ができるわけがない。資料はすべて第三者の作成したものに限定すべき。</p>	<p>全委員会決定) に基づき評価した結果、人の健康を損なうおそれはないと判断しました。</p> <p>また、遺伝子組換え食品等を摂取することによる複合影響に関しましては、従来品との同等性を踏まえ、安全性を個々に確認することで、食品としての安全性は担保されるものと考えております。</p> <p>なお、遺伝子組換え食品等の使用、流入についての御意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、農林水産省及び厚生労働省へお伝えします。</p>
<p>最終的に人間の口に入るものに遺伝子組換え作物を使用すべきではない。</p>	

※ 頂いた意見・情報はそのまま掲載しています。